

ID: 273

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課 歴史みらい館

処分の概要	行為の承認		
例規名 根拠条項	ぬまべ多目的スポーツパーク条例 第7条ただし書		
例規番号	令和4年条例第20号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (使用者の遵守事項)</p> <p>第7条 多目的グラウンドの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けた時は、この限りでない。</p> <p>(1) 使用する権利を他の者に譲渡し、担保に供し、又は転貸しないこと。 (2) 現状を変更しないこと。 (3) 使用目的以外に使用しないこと。 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が管理運営上支障があると認められる行為をしないこと。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日